

# 京都式地域包括ケアシステムと 総合リハビリテーション体制について

## 1 京都式地域包括ケアシステムについて

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くため、それを支えるシステムの構築が求められている。目指すべき社会の姿として、中等度・重度になっても在宅生活を可能にする医療・介護サービスの充実、急変時に対応できる医療の充実、独居でも安心できる見まもり・生活支援サービスの充実、独居でも介護が必要になっても、安心して暮らせる「すまい」の充実など、医療・介護・福祉のサービスを一人一人のニーズにあわせて、包括的に、ワンストップで提供できる体制を作る必要がある。

そのために「京都地域包括ケア推進機構」を設置し、オール京都体制で推進する。次の6つのプロジェクトごとに各構成団体に編成されたチームにより新規・重要施策に係る総合的な企画立案、横断的・一元的な推進により、医療、介護、福祉一体型のあんしん社会の実現を目指す。

- 1) 在宅療養あんしんプロジェクト
- 2) 認知症対応充実プロジェクト
- 3) 在宅療養を支えるリハビリシステムプロジェクト
- 4) 介護予防プログラム構築プロジェクト
- 5) 地域で支える生活支援プロジェクト
- 6) あんしんサポーター設置養成プロジェクト

## 2 地域リハビリテーションの推進について

我が国は、生活水準の向上や医学の進歩により、世界の最長寿国となったが、一方で多くの方々が将来の生活で不安を感じることを要因として、病気や寝たきり・認知症など要介護状態になることをあげている。

京都府では病気や要介護状態にならずに健康で自立できる期間＝「健康寿命」を日本一にすることを目標に、府民の健康づくりや医療の充実など、施策の推進に努めている。

### 地域リハビリテーション連携推進事業

平成13年10月	京都府地域リハビリテーション協議会設置
平成15年 2月	中丹圏域で地域支援センターの指定 <sup>⑭</sup> <sup>⑮</sup> モデル事業実施
平成16年 3月	丹後圏域、山城南圏域で地域支援センターの指定
平成17年 4月	府リハビリテーション支援センター設置
// 7・9月	京都・乙訓圏域(乙訓地域)、山城北圏域、南丹圏域で地域支援センターの指定(全圏域で指定完了)
平成18年 1月	地域リハビリテーション支援センター連絡会設置
// 2月	京都府地域リハビリテーション協議会を京都府地域リハビリテーション連携推進会議に改組
平成20年4月	きょうと健康医療よろずネットにおけるリハビリ情報提供システム部分の稼働開始
平成22年7月 ~11月	総合リハビリテーション推進プランを策定



### 3 総合リハビリテーション推進プランについて

脳血管疾患、筋骨格系の疾患等など機能障害を伴う患者の状態に応じた適切なリハビリテーションが府内全域において提供できる総合的なリハビリテーション提供体制の整備を推進する。

#### 【現 状】

- 府立医科大学附属病院内に府リハビリテーション支援センター、各二次医療圏に地域リハビリテーション支援センターを設置し、地域での連携体制の構築や人材育成を図ってきた。
- 急性期等におけるリハビリテーション体制は整いつつあるが、回復期、維持・生活期までの総合的なリハビリテーション提供体制を推進する必要がある。

#### 【課 題】

##### 〔人 材〕

- リハビリテーション従事者は、京都市内に集中するなどの地域的偏在や介護系施設に少ないなどの施設間の偏在がある。
- 介護系施設で機能回復訓練を中心的に担っているのは看護職・介護職である。

##### 〔施 設〕

- リハビリテーションサービスの中心となる回復期リハビリテーション病床数が少ない。
- 維持・生活期における在宅系のサービス提供が不足している。

##### 〔連 携〕

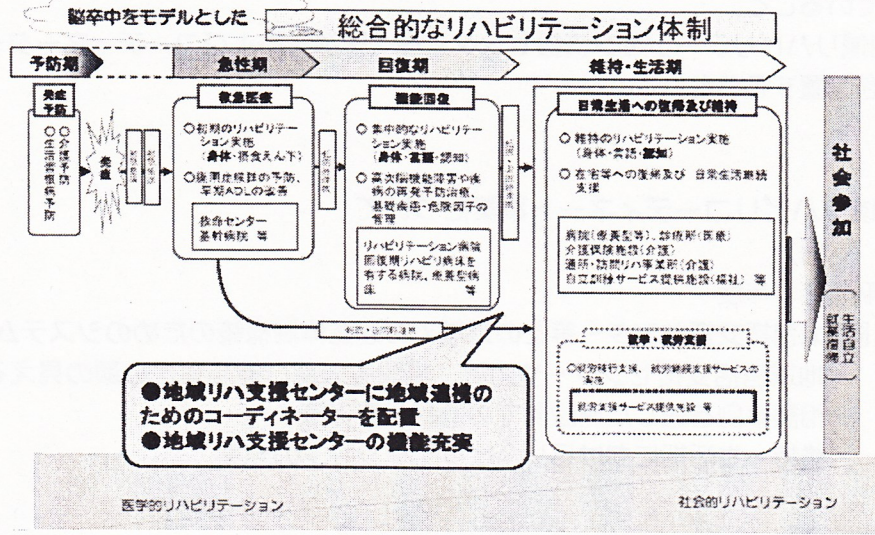
- 医療系従事者（医師、看護師等）と介護系従事者（社会福祉士、介護福祉士等）のリハビリテーションに関する意識の差により連携がとれていない側面もある。



【目指すべき姿】

## 総合リハビリテーション体制の充実・強化

- 課題** ○人材の確保・定着 ○施設の拡充 ○連携体制のシステム化
- 施策** ●リハビリ人材の育成、地域のリハ拠点施設の整備・充実を図り、府全域での急性期、回復期、維持・生活期のシームレスなリハビリ提供体制を構築します。



### 4 平成23年度総合リハビリテーション充実事業

府民が住み慣れた地域で安心して、いきいき暮らせるようにするために、急性期から維持・生活期まで一貫したリハビリテーションの提供を実現する。

	事業名	事業内容	備考
人材の確保・育成	理学療法士等修学資金貸与事業費	理学・作業療法士、言語聴覚士養成校の在学者への修学資金の貸与	拡充
	リハビリ人材確保育成費	北部地域や介護系施設への就業フェアの開催、資質向上研修の実施	拡充
施設の拡充	地域リハビリ支援センター機能充実費	在宅療養者等へのリハビリ充実のための機器や訓練室等の設備整備に対する助成	新規
	訪問リハビリ事業所整備促進費	在宅療養者が訪問リハサービスが受けられる環境整備のために、事業所開設に対して助成	新規
	回復期リハビリ病床整備促進費	回復期リハビリ病床を整備される際に必要となる機能訓練室等の整備に対して助成	補正予算対応
連携体制のシステム化	地域リハビリコーディネート事業費	地域リハビリ支援センターに専門的なコーディネーターを配置し、退院調整等の支援	拡充
	リハパス・IT活用病診連携推進費	医療機関同士が円滑な入退院調整をするため、地域連携パスのIT化事業に対して助成	新規



## 5 地域リハビリテーション支援センターについて

- ① 圏域におけるリハビリテーションの基幹病院として高次脳機能障害への対応や新たなリハビリ技術の導入など高度なリハビリテーション医療を提供する能力を有すること。
- ② 医療機関を始めとする地域の他のリハビリ提供施設、地域包括ケアに係る関係機関との連携・調整能力に優れていること。
- ③ 研修受入や施設の共同利用等を通じて地域全体のリハビリ資源の拡充を図る資質を備えていること。
- ④ 地域リハビリテーション支援センター長（医師）およびコーディネーター（療法士等）を配置すること。

## 6 地域リハビリコーディネート事業について

### 【目 標】

◇平成23年度

『地域包括支援センター等との地域での連携体制構築のためのシステムづくり』

- ・地域包括支援センターや病院、施設等の窓口担当者との顔の見える関係づくり
- ・相談事例を通じた施設間での情報共有化等
- ・維持・生活期におけるリハビリテーションの充実

### 【業務内容】

◇活動内容

#### 【基礎的事項】

ア 目標達成のために必要な事業

- ・圏域におけるリハビリテーションの基幹病院として、先導的な役割を果たし、かつ高度な医療を提供する事業に関すること。
- ・圏域連絡会議の開催
- ・研修受入や施設の共同利用等を通じた地域全体のリハ資源の拡充
- ・保健所、府リハセン主催事業・会議・研修等への参加、協力
- ・研修事業
- ・情報発信等

#### 【拡充した事項】

イ 地域包括支援センター等に対するリハサービスに関する助言・相談対応

（内容）地域包括支援センター等が開催する連携会議へ参加し、地域におけるリハビリテーション資源の紹介及び活用に関する助言・相談

ウ 従事者支援のための訪問相談

（内容）リハサービス従業者等を対象にリハサービス提供事例等に対して訪問による相談・指導対応

エ リハサービス窓口担当者との定期的な事例検討会の開催

（内容）病院・施設等の連携窓口担当者、ケアマネージャー等を対象に事例検討会や連携ツール勉強会を開催